

13 參 考 資 料

(1) 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）【抜粋】

（事業者に対する指導又は助言）

第87条 知事は、自然環境の保全を図るため、事業者が行う工作物の新築等、土地の形質の変更、土石の採取等について必要な指導又は助言を行うものとする。

（土石採取等遵守基準）

第108条の2 知事は、土石の採取等を行う者が遵守すべき基準（以下、「土石採取等遵守基準」という。）を定めるものとする。

2 知事は、土石の採取等を行う者が、土石採取等遵守基準を遵守しないため、自然環境の保全に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該土石の採取等を行う者に対し、土石採取等遵守基準を遵守すべき旨を勧告することができる。

3 (略)

（その他の地域における土石の採取等の規制）

第109条 自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区又は指定野生動植物種保存地域以外の地域（以下「その他の地域」という。）内において、第90条第4項第3号に掲げる行為（規則で定める規模以上の土地の形質の変更を伴うものに限る。以下「土石の採取等」という。）をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、当該土石の採取等の場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、当該土石の採取等をすることについて、森林法、自然公園法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）、自然環境保全法、都市緑地保全法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）又は風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）の規定に基づき、許可を受け、又は届出をした者については、この限りではない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る土石の採取等をしようとする区域（その周辺の区域を含む。以下「採取区域等」という。）における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出があった日から起算して30日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、当該届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を講すべき旨を命ずることができる。

3 知事は、第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、当該理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第1項の規定による届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知するものとする。

4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

- 5 知事は、採取区域等における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるとときは、前項の期間を短縮することができる。
- 6 非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、第1項から第3項までの規定は、適用しない。

(違反事業者名等の公表)

第150条（第1項略）

- 2 知事は、第108条の2第2項の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

(2) 土石採取等遵守基準（平成 13 年 3 月 29 日兵庫県告示第 548 号の 8）

環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）第 108 条の 2 第 1 項の規定による土石採取等遵守基準を次のとおり定め、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

1 採取等区域の選定に係る基準

土石の採取等をしようとする区域（以下「採取等区域」という。）の選定に当たっては、次に掲げる区域を採取等区域内に含まないようにすることとし、やむを得ずこれらの区域を採取等区域内に含む場合には、自然景観の保全上支障がないように緑化等の必要な措置を講ずること。

- (1) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第 32 号）第 8 条の 8 第 3 項に規定する特別保護地区の区域
- (2) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 1 号に規定する国立公園、国定公園及び県立自然公園の区域
- (3) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）第 5 条第 1 項に規定する近郊緑地保全区域
- (4) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号に規定する風致地区の区域
- (5) 都市緑地保全法（昭和 48 年法律第 72 号）第 3 条第 1 項に規定する緑地保全地区の区域
- (6) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 36 条第 1 項に規定する生息地等保護区の区域
- (7) 景観の形成等に関する条例（昭和 60 年兵庫県条例第 17 号）第 8 条第 1 項に規定する景観形成地区及び同条例第 15 条第 1 項に規定する風景形成地域の区域
- (8) 環境の保全と創造に関する条例第 89 条第 1 項に規定する自然環境保全地域、同条例第 95 条第 1 項に規定する環境緑地保全地域、同条例第 100 条第 1 項に規定する自然海浜保全地区及び同条例第 104 条第 1 項に規定する指定野生動植物種保存地域の区域
- (9) 主要交通路（高速自動車国道、一般国道、県道（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 56 条の規定により指定された主要な県道又は道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 7 条の 2 第 2 項に規定する阪神高速道路に限る。）、市道（道路法第 56 条の規定により指定された主要な市道又は道路整備特別措置法第 7 条の 2 第 2 項に規定する阪神高速道路に限る。）、鉄道、軌道又は普通索道をいう。以下同じ。）から展望できる区域で主要交通路の路端から 500 メートル以内の区域
- (10) (1) から (2) までに掲げるもののほか、特に自然景観を保全するために必要があるものとして知事が指定する区域

2 緑化の目標及び緑化計画に係る基準

採取等区域の緑化は、周辺の自然景観との調和を図りつつ、早期の植生の回復を達成することを目標とし、これを着実に実施するための緑化計画を策定すること。

3 緑化に使用する植物の選定に係る基準

- (1) 樹木による緑化を行う場合は、できる限り郷土種を用いることとし、やむを得ず郷土

種を用いない場合には、周辺の植生への影響、周辺の自然景観との調和等を考慮して適切な樹種を選定すること。

- (2) 草本類による緑化を行う場合は、できる限り郷土種を混合したものを用いることとし、やむを得ず郷土種を混合しないものを用いる場合には、周辺の植生への影響、周辺の自然景観との調和等を考慮して適切な種類の植物を選定すること。
- (3) 単一の植物による緑化ではなく、周辺の植生との調和を考慮して複数の植物による緑化を行い、自然景観の向上を図ること。
- (4) 採取等区域内に樹種、樹齢等からみて移植して保存すべき樹木がある場合には、できる限り当該樹木を移植するように努めること。

4 造成工に係る基準

- (1) 法面のこう配並びに小段の幅及び高さの基準は、別表のとおりとすること。
- (2) 法面のこう配並びに小段の幅及び高さが別表に定める基準の範囲内にある場合でも、樹木の植栽、生育等が困難なときは、その事情を考慮して定めるように努めること。

5 基礎工に係る基準

- (1) 小段及び法面について講ずべき措置は、別表のとおりとすること。
- (2) 客土を行う場合には、できる限り有機物や種子を含む採取等区域内の土地の表土を用いて行うように努めること。

6 植生工に係る基準

- (1) 小段及び法面について講ずべき措置は、別表のとおりとすること。
- (2) 緑化の対象となる土地の地形、地質等を考慮し、適切な工法を採用すること。
- (3) 植栽を行うに当たっては、周辺の自然景観との調和に配慮して樹木の配置を定めること。
- (4) 植栽は、樹種に応じた適切な時期に行うこと。

7 土石の採取等を行っている間の暫定的な措置に係る基準

- (1) 土石の採取等によって生ずる法面のうち少なくともその2分の1に相当する部分については、適宜の方法により暫定的に緑化し、又は裸地の遮へいを行うこと。
- (2) 暫定的な措置の内容は、当該措置を行う期間を考慮して決定すること。
- (3) 暫定的な緑化は、種子吹付工によって行うことを原則とすること。

8 植栽樹木等の管理の方法に係る基準

- (1) 植栽した樹木等が健全に生育するように努めること。
- (2) 植栽した樹木等の生育状況を観察し、立ち枯れ、病害虫による被害等を発見したときは、樹木等が健全に生育するよう適切な措置を講ずるように努めること。
- (3) 植栽した樹木等の管理は、生育が安定するまで行うように努めること。

9 既着手行為に対する基準の特例

- (1) 本基準の施行の際既に着手していた土石の採取等（以下「既着手行為」という。）については、1の基準は適用しない。
- (2) 既着手行為については、採取等区域の現況の地形、実施中の土石の採取等の工法等からみて4から7までの基準に適合した措置を実施することが困難であることについてやむを得ない理由があると知事が認めるときは、これらの基準を緩和することができる。

別表

地盤の土質	項目	対象区域		
		第1種区域	第2種区域	第3種区域
岩石	造成工	法面のこう配	50度以下	60度以下
		小段の幅	3メートル以上	3メートル以上
		小段の高さ	5メートル以下	7.5メートル以下
	緑化工	基礎工 小段に係る措置	客土(厚さ0.9メートル以上)	客土(厚さ0.9メートル以上)
		法面に係る措置	金網張工	ネット張工
	植生工	小段に係る措置	大苗木(高さ3メートル以上)の植栽	高木性の苗木の植栽
		法面に係る措置	厚層基材吹付工	種子吹付工
土砂	造成工	法面のこう配	45度以下	45度以下
		小段の幅	2メートル以上	1.5メートル以上
		小段の高さ	5メートル以下	7.5メートル以下
	緑化工	基礎工 小段に係る措置	土壤改良(厚さ0.5メートル以上)	—
		法面に係る措置	—	—
	植生工	小段に係る措置	大苗木(高さ3メートル以上)の植栽	高木性の苗木の植栽
		法面に係る措置	種子吹付工	種子吹付工

備考1 この表において「地盤の土質」とは、土石の採取等によって生ずることとなる法面又は小段における地盤の土質をいう。

- 2 この表において「岩石」とは、硬岩又は軟岩(風化の著しいものを除く。)をいい、この表において「土砂」とは、岩石以外のものをいう。
- 3 この表において「第1種区域」とは、「1 採取等区域の選定に係る基準」の(1)から(10)までに掲げる区域をいう。
- 4 この表において「第2種区域」とは、次の区域をいう。
 - (1) 主要交通路から展望できる区域で主要交通路の路端から2キロメートル以内の区域(第1種区域を除く。)
 - (2) (1)に掲げるもののほか、自然景観の保全について(1)に掲げる区域と同等の配慮をすべき区域として知事が指定する区域
- 5 この表において「第3種区域」とは、第1種区域及び第2種区域以外の区域をいう。
- 6 この表において「高木」とは、成木に達したときの樹高がおおむね3メートル以上の樹木をいう。

(3) 土石採取等遵守基準細則（採石法関係）（平成13年10月1日施行）

平成13年3月29日付け兵庫県告示第548号の8で告示された土石採取等遵守基準（以下「遵守基準」という。）の施行に伴う必要な事項のうち、採石法（昭和25年法律第291号）第33条に基づく採取計画の認可を要する採石場に関する事項を以下のとおり定める。

（遵守基準9（1）の規定に基づく既着手行為に対する基準の特例）

1 遵守基準9（1）に規定する採取等区域の選定に係る基準の特例については、以下のとおりとする。

- (1) 遵守基準施行の際、既に遵守基準1（1）から（10）に掲げる区域（以下「選定回避区域」という。）において採取計画の認可を受けて採取を行っている者は、遵守基準1の規定にかかわらず、現行認可期間満了後も、引続き認可申請を行うことができるものとする。ただし、選定回避区域において認可区域の拡大を行おうとする場合は遵守基準施行後の新たな採石認可として取扱うものとする。
- (2) 遵守基準施行の際、選定回避区域以外の区域において採取計画の認可を受けて採取を行っている者が、認可区域の拡大により、新たに選定回避区域で採掘を行おうとする場合は遵守基準施行後の新たな採石認可として取扱うものとする。

（遵守基準9（2）の規定に基づく既着手行為に対する基準の緩和）

2 遵守基準9（2）に規定する法面及び小段の造成及び緑化に係る基準の緩和については、以下のとおりとする。

- (1) 遵守基準施行の際、第1種区域又は第2種区域において認可を受けて採取を行っている者は、遵守基準別表の規定にかかわらず、遵守基準別表のうち、第3種区域の基準により造成及び緑化を行うことができるものとする。ただし、当該採石業者は、遵守基準施行後2回目の採取計画認可までに、造成又は緑化が完了していない法面及び小段について、遵守基準の第1種区域又は第2種区域の基準に適合するよう順次採取計画の見直しを行わなければならない。
- (2) 第1種区域又は第2種区域で認可区域の拡大を行おうとする場合、当該拡大区域については上記（1）の緩和措置は適用しない。

（緑化計画書）

3 遵守基準2に規定する緑化計画については、以下のとおりとする。

- (1) 採石業者は、緑化計画書（様式第1号）により緑化計画を策定し、採取計画認可申請時に知事に提出しなければならない。
- (2) 採石業者は、前項の緑化計画を忠実に履行するものとする。
- (3) 採石業者は、第1項の緑化計画について、認可年度（認可期間の初日から起算した1年ごとの期間）末の緑化状況を緑化状況報告書（様式第2号）により、認可年度が満了する日の属する月の翌月末までに報告しなければならない。
- (4) 知事は、前項により提出された緑化状況報告書の内容について、必要に応じて調査を行うものとし、緑化状況が適切でないと認める場合は、是正を命ずることがある。

（緑化誓約書）

4 採石業者は、採取計画認可申請時に、緑化誓約書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

- 5 採石業者は、緑化工が完了したときは、完了報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(採取跡地の災害防止及び緑化計画の履行の保証)

- 6 採石業者は、採取跡地の災害防止及び緑化計画の履行を保証するものとして、別に定めるところにより、採取計画認可申請時に連帯保証人の保証書を知事に提出しなければならない。

(暫定緑化の原則)

- 7 遵守基準7に規定する土石の採取等を行っている間の暫定的な措置（以下「暫定緑化」という。）に係る基準は以下のとおりとする。

(1) 暫定緑化の原則

当該認可期間中に生ずる壁面面積の2分の1以上を、常に遮蔽又は緑化（自然斜面含む。）を講ずることにより景観保全に支障がないよう努めること。

ただし、以下の各号に該当する場合については、暫定緑化の取扱いについて、別途知事に協議を行うものとする。

ア 採取場の歴史的経緯などの特殊な事情から、暫定緑化の実施が困難な場合であって、上記の暫定緑化にかわる措置を講じようとする場合（地元市町長からの要請がある場合に限る。）

イ 採取場開設後の採石業者の責に帰さない特殊事情により、暫定緑化の実施についてやむを得ない事由がある場合

ウ 当該認可期間中に生ずる壁面のうち、景観保全の必要性がない場合

(2) 暫定緑化の工法

種子吹付工を主とした緑化を図ることとする。

なお、暫定緑化状態の継続期間等に応じ、景観に与える影響を検討して、別途工法を決定すること。

(認可区域の拡大の要件)

- 8 認可区域の拡大に係る採取計画認可申請については、現行認可申請書の採取計画跡地平面図に示された採取予定区域の採取が終了し、最終残壁の形成が終了している場合に限って行うことができる。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合であって、従前の緑化計画の履行状況からやむを得ないものと知事が判断する場合に限り、認可区域の拡大に係る認可申請を行うことができる。

(1) 認可区域の拡大に直接影響のない最終残壁の整形及び恒久緑化が遵守基準及び同細則に定めるとおり完了している場合

(2) 現行の採取方法で道路運搬式ベンチカット法とオープンショット式ベンチカット法を併用している場合で、道路運搬式ベンチカット法に全面移行するため、認可区域の拡大が必要となる場合

(3) その他、災害未然防止の観点からやむを得ない理由があると知事が認める場合

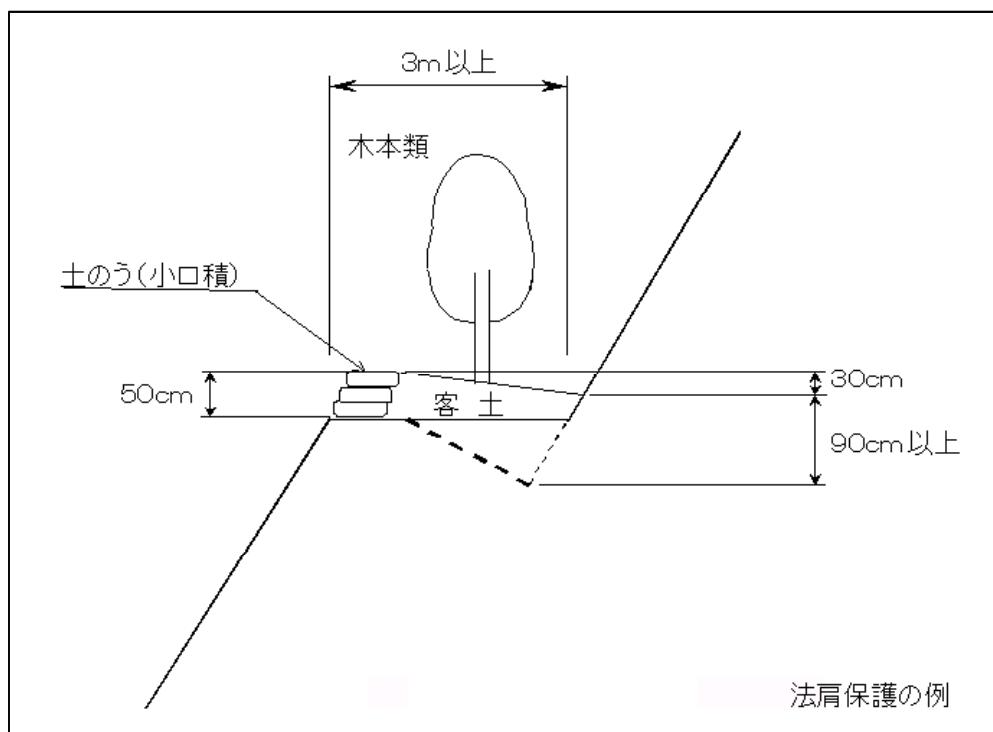
(技術基準の細則)

- 9 上記の他、遵守基準の施行に際する技術基準の細則は以下のとおりとする。

(1) 表土除去については、原則として当該認可年度中に採掘を行う範囲以外は行わないよ

う採取計画を策定しなければならない。

- (2) 最終残壁の高さが 100 メートルを超える場合は、図 1 のとおり、小段の幅を 50 メートル毎に 10 メートルに拡張しなければならない。
- (3) 遵守基準別表の緑化を行う場合は、以下の事項に留意しなければならない。
- ア 第 1 種区域及び第 2 種区域においては、小段部の客土の流出及び崩落防止のため、法肩はフトンカゴや土のう等により客土を保護すること。



イ 小段植栽については高木性苗木の間に低木性苗木を補植すること。

ウ 大苗木植栽については倒木等がないよう添え木などの措置を行うこと。

エ 厚層基材吹付工の吹付厚さについては、岩盤の状況等に応じて適切な吹付厚さを選定すること。また、配合種子については木本類を主体とすること。

- (4) 採取計画の策定に際する排水施設の設計方法及び計画流量の算定方法については、別途定めるところによるものとする。

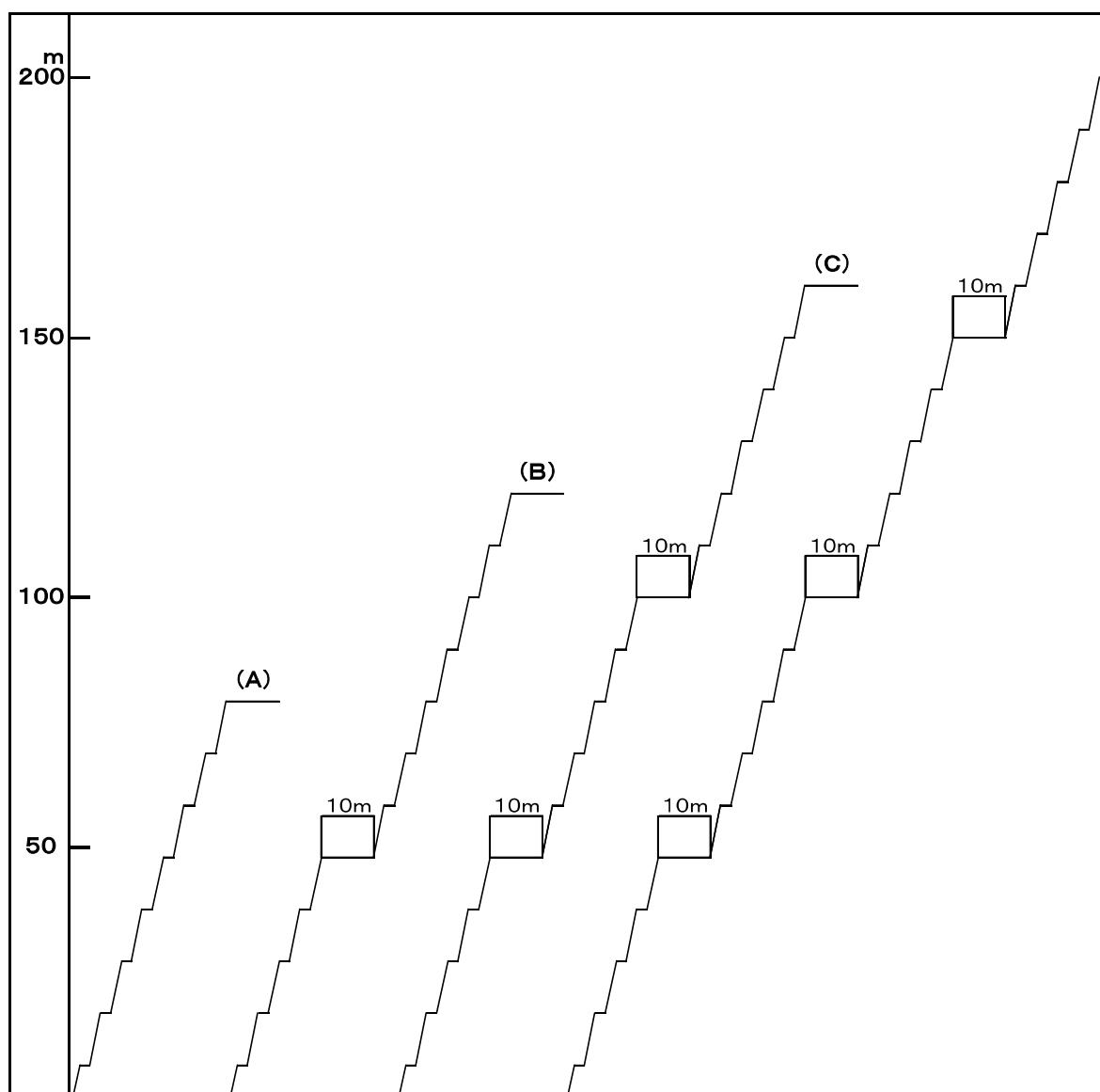
附 則

1 この細則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。ただし、平成 12 年 10 月 1 日現在で既に法第 33 条の規定による認可を受けている者については、当該認可期間（平成 12 年 10 月 1 日以後に、法第 33 条の 5 の規定により変更認可申請を行った場合は、当該変更の認可申請の日までの期間）中に限り 6 の規定は適用しない。

附 則

この細則は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

図 1



タイプ	残壁の高さ	拡張する小段数
A	0~100	0
B	100~150	1
C	150~200	2
D	200~250	3

上図においては、拡張する小段のみを記載した。

10m小段と10m小段の間は遵守基準別表に示す小段を確保するものとする。

(様式第1号)

緑化計画書

1 採取場所

2 全体採取年数 昭和 年～令和 年 (年間) 注) 採掘開始年次より終掘年次までを記載する。

3 緑地面積

	岩石採取場面積(イ)	緑地全体面積(ロ)	残面積(イ)－(ロ)	左欄の緑化しない理由
面 積 (m ²)				
率 (%)	100			(注) 採取跡地をグランド、工場、資材置場、宅地

4 伐開前の植生状況 (立地、樹木の種類、概数、樹高等を記載すること。)

5 緑化計画の概要 (自然環境保全に対する基本理念、緑化計画の要点を簡明に記述すること。)

6 全体の緑化計画の工程 (別紙様式の工程表に緑化計画等を記載すること。)

7 実施計画

(1) 緑化全体計画 (採取開始から採取終了までの恒久緑化に係る計画、暫定緑化は含まない。)

区分	期間	面 積	採取場面積に 対する割合	緑化内 容				附帯工事 (客土、排水路工事等)
				高木	低木	ツタ類	芝	
残存緑地		m ²	%	本	本	本	m ²	
既造成植樹地								
計画造成植樹地	年～年							
合 計	年間							

注1 採取跡地計画平面図添付 (マスタープラン) (1/500～1/1,000)

2 採取跡地計画の標準断面図添付 (1/500～1/1,000)

3 各区分の合計面積は、3(ロ)の緑地全体面積と一致すること。

4 高木とは樹高2メートル以上のものとし、それ以外は低木とする。

5 附帯工事欄には、客土○○・、排水路、U字トラフ○○×○○m/m、△△mと記入する。

6 既造成植樹地欄には、前回認可期間中までに緑化が完了した区域の面積を、計画造成植樹地の欄には、今回認可期間以降に緑化を計画している区域の面積をそれぞれ記入することとし、いずれの場合においても暫定緑化の面積は含まないこと。

7 全体緑化計画工程表との整合を図ること。

(2) 今回認可申請期間中の年次計画（恒久緑化に係るもの）

年 次		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		第5年次		第6年次		第7年次		合計	
面 積		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²	
緑化内容	区分	数量	左の樹種等の内訳														
	高木(本)																
	低木(本)																
	計(本)																
	ツタ類(本)																
	芝(m ²)																
	附帯工事 (客土・排水工等)																

注 1 年次緑化計画平面図に各年次計画区域を色区分し記入のこと。

2 内訳欄には樹種の他、植樹方法（本／m²等）を示すこと。

(3) 今回認可申請期間中の年次計画（暫定緑化に係るもの）

年 次	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	第7年次
① 今回認可期間中に新たに生ずる壁面面積				m ²			
② 上記①のうち遮断措置を講ずる壁面面積	m ²						
③ 上記①のうち暫定緑化を行う壁面面積	m ²						
i 表土未除去面積	m ²						
ii 暫定緑化面積	m ²						
iii 恒久緑化面積	m ²						
④ ②+③	m ²						
⑤ ④/①×100	%	%	%	%	%	%	%
⑤が50%未満となる理由	別紙に記載すること						
⑥ 上記の他に、暫定緑化を行う壁面面積	m ²						

8 植栽後の管理

- (1) 管理体制（管理責任者氏名及び機構等を記入すること。）
- (2) 管理方法（施肥、病害虫防除等を具体的に記入すること。）

9 その他

- (1) 継続認可申請については、前回申請時の緑化計画の実績報告を行うこと。なお、その実施に著しい変更が認められる場合はその理由書を添付のこと。
- (2) 現況、緑化済箇所については、状況が把握できるカラー写真を添付し、その撮影位置方向を採取計画平面図に記入すること。

全 体 計 画 緑 化 工 程 表

計画年数 昭和 年 ~ 令和 年 (年間)

植栽区域	工種														(最終年)
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
○	周辺整備 植 栽		□												
○	周辺整備 植 栽				□	□									
○	周辺整備 植 栽					□									
○	周辺整備 植 栽						□	□							
進捗状況	m^2 表土除去	()	()	()											() ()
	m^2 植 栽	()	()	()											() ()

- 注 1 当該採取場での緑化開始時より記入のこと。
- 2 植栽区域番号は採取跡地計画平面図に区域を示し記入すること。
- 3 進捗状況欄の上段は単年度の面積、下段()内は累計を記入すること。
- 4 年度区分は、認可の年度区分とすること。
- 5 当該認可年度について二重枠で表示すること。

採取量及び緑化にかかる実績・計画

(採取量) 採取開始年 昭和 年

岩 石 名	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
()	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
表土及び風化土	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
合 計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

注 1 上段には計画、下段には実績を記入すること。

2 当該表については、過去 10 カ年分を記載すること。

(緑化)

緑化面積	年 次	1	2	3	4	5	6	7
	前回認可	m ²						
		m ²						
	今回申請	m ²						
		m ²						
	次回計画	m ²						
		m ²						

注 1 上段には計画、下段には実績を記入すること。

2 記載にあたっては、認可の各年次（1か年）ごとに行うこと。

(様式第2号)

緑化状況報告書

令和 年 月 日

兵庫県知事

様

住 所 _____
氏名又は名称 _____

土石採取等遵守基準細則3(3)の規定に基づき、令和 年 月 日現在の緑化状況について、下記のとおり報告します。

記

1 恒久緑化

認可期間	採取年次	工種	面積 (単年) A	面積 (累計) B	恒久緑化 履行率 (Bの実績/計画)	左の外に恒久緑化を行った面積
△	1年次 計画 実績					
	2年次 計画 実績					
	3年次 計画 実績					
	4年次 計画 実績					
	5年次 計画 実績					
	6年次 計画 実績					
	7年次 計画 実績					
	合計 計画 実績					

2 暫定緑化

今回認可期間中に新たに生ずる壁面面積 A	採取年次 B	遮断措置面積 C	暫定緑化面積					合計 G(=B+F)	暫定緑化履行率 H(=G/A)	左の外に暫定緑化を行った壁面面積 I			
			表土 未除去 C	暫定緑化		恒久緑化							
				工種 D	面積 D	工種 E	面積 E						
△	1年次 計画 実績												
	2年次 計画 実績												
	3年次 計画 実績												
	4年次 計画 実績												
	5年次 計画 実績												
	6年次 計画 実績												
	7年次 計画 実績												
	合計 計画 実績												

- 注 添付書類 : (1) 緑化実施箇所及び主要交通路からの可視区域を表示した平面図
(2) 緑化実施箇所のカラー写真
(3) 緑化実績面積の算出根拠資料 (求積図等)

(様式第3号)

緑化誓約書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所 _____
氏名又は名称 _____

私は、別途採石法に基づく採取計画認可申請書を提出いたしますが、採取の際は、自然環境の破壊を必要最小限度に留め、良好な自然環境を確保するため、別添緑化計画書に基づき、忠実にその内容を履行することを誓約します。

なお、この義務を怠った場合は、いかなる処分を受けても異議は申し立てません。

(様式第4号)

緑化完了報告書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所 _____

氏名又は名称 _____

土石採取等遵守基準に基づく緑化事業が完了しましたので報告いたします。

緑化場所	
期 間	
完了年月日	
備 考	

注 添付書類：(1) 緑化状況を表示した現況平面図及び標準縦横断面図
(2) 緑化状況の分かるカラー写真

第4節 兵庫県岩石採取跡地整備等保証実施要領

(目的)

第1条 この要領は、採石法（昭和25年法律第291号、以下「法」という。）に基づく岩石採取計画の認可にあたり、採取跡地及び緑化の対策としての保証制度を導入することによって、岩石の採取に伴う災害の未然防止を図るとともに、採石場周辺の景観と調和した採石場づくりを推進することを目的とする。

(連帯保証人)

第2条 法第33条の規定による岩石採取計画の認可（法第33条の5の規定による採取計画の変更の認可を含む。以下「認可」という。）を受けようとする者（法第32条の6の規定により採石業者の地位を承継したものと含む。以下「申請人」という。）は、採取跡地整備及び緑化計画（以下、「跡地整備等」という。）に係る措置を担保するため、連帯保証人を立てるものとする。

2 連帯保証人は、申請者が前項の認可に係る岩石採取場について跡地整備等の措置を実施しない場合は、申請者に協力し又は申請者に代わって以下の措置を履行する義務を負うものとする。

- (1) 申請者が、法第33条の8に違反し、認可を受けた採取計画に基づく災害防止措置を講じない場合、当該措置を講ずること。
- (2) 申請者が、法第33条の13の規定による緊急措置命令等を履行しない場合、当該命令に係る措置を講ずること。
- (3) 申請者が法第33条の17の規定による岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令を履行しない場合、当該命令に係る措置を講ずること。
- (4) 岩石の採取に伴い、災害が発生した場合又は災害の発生するおそれが生じた場合において、申請者が速やかに当該災害発生の防止措置を講じない場合、当該措置を講ずること。
- (5) 申請者が、採取場を廃止しようとする場合又は申請者の死亡、倒産等により採石業の継続が困難となった場合において、当該採取跡地の整備が必要であるにも係わらず、申請者が当該跡地の整備を実施しない場合、当該措置を実施すること。
- (6) 申請者が、跡地整備等に係る知事の是正命令に従わない場合、当該命令に係る措置を講ずること。

3 第1項の跡地整備等のうち、緑化計画の原則は土石採取等遵守基準（平成13年3月29日兵庫県告示第548号の2）及び土石採取等遵守基準細則（採石法関係）に定めるところによる。

(連帯保証人の範囲)

第3条 前条に定める連帯保証人の範囲及び必要人数は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、採石業者及び建設業者は、2以上の者の連帯保証人となることはできないものとする。

- (1) 第2条第1項に規定する認可に係る申請の日前3年以上、県内で継続して法第33条に基づく認可を受け、知事が適當と認める採石業者 2名
- (2) 第2条第1項に規定する認可に係る申請の日前3年以上、継続して建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき土木一式工事、建築一式工事、石工事又は造園工事について建設業の許可を受け、当該工事について県の入札参加資格を有し、かつ、県内に営業所を有する者であって、知事が適當と認める建設業者 2名

(3) 上記(1)に該当する採石業者及び上記(2)に該当する建設業者 各1名ずつ計2名

- 2 前項の規定に係わらず、採石業者で構成する法人化されている団体の構成員が採取を行う場合は、当該団体の長を連帯保証人とすることができるものとする。

(連帯保証書の提出)

第4条 申請者は、第2条第1項に規定する認可の申請時に、前条に定める連帯保証人の跡地整備等連帯保証書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 連帯保証人の印鑑証明（第3条第2項に係る保証の場合を除く。）

(2) 連帯保証人が法人の場合（第3条第2項に係る保証の場合を除く。）は、過去2会計年度の決算書

(3) 連帯保証人が個人の場合（第3条第2項に係る保証の場合を除く。）は、過去2会計年度の青色申告決算書

(4) 連帯保証人が建設業者の場合は、建設業の許可を受けていることを証する書類

(連帯保証人の変更等)

第5条 連帯保証人が死亡、倒産等により、第2条第2項各号に規定する連帯保証人の義務を履行できなくなった場合、又は履行できなくなるおそれがある場合は、申請者又は連帯保証人は速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた場合において（前項の報告の義務を履行しない場合を含む。）知事が連帯保証人の変更が必要と認めたときは、申請者は速やかに当該連帯保証人を変更し、第2条第1項の規定に基づき新たな保証人を選定し、当該連帯保証人に係る跡地整備等連帯保証書を提出しなければならない。

(連帯保証人の免除)

第6条 次の各号の一に該当する場合については、この要領は適用しないものとする。

(1) 法第42条の2の規定により、国又は地方公共団体が知事との協議の成立により行う岩石採取行為

(2) 兵庫県土地開発公社、日本道路公団等の公社、公団が採取計画の認可を受けて行う岩石採取行為

(3) 国、地方公共団体及び前号の公社、公団が採取跡地に公共施設を建設する等、その利用計画が確立している場合であって、副次的に岩石採取をこれらの団体から委託し、認可を受けて行う岩石採取行為（ただし、この場合の認可申請にあたっては、国、地方公共団体等からの発注書、契約書等を添付すること。）

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成12年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に、既に第2条第1項に規定する認可を受けている者は、当該認可期間（この要領施行後に、法第33条の5の規定により変更の認可申請を行った場合は、当該変更の認可申請日までの期間）中に限りこの要領は適用しない。

附 則（土石採取等遵守基準及び同細則の制定に伴う改正）

(施行期日)

- 1 この要領は、平成13年10月1日から施行する。

(様式第1号)

跡地整備等連帯保証書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

連帯保証人

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

連帯保証人

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

申請者_____が、下記の岩石採取計画の認可（変更認可）申請書に定められた採取計画に基づき岩石の採取を行うにあたり、跡地整備等の災害防止措置を履行できない場合は、兵庫県岩石採取跡地整備等保証実施要領第2条第2項の規定により申請者に協力し又は申請者に代って保証人連帯のうえ、確実に履行することを保証します。

記

1 連帯保証に係る岩石採取場の所在地（位置）

2 採取場の面積 平方メートル

3 岩石採取の期間 認可の日から〇年間

4 採取する岩石の種類及び予定数量 トン

注1 本文冒頭の空欄には、岩石採取計画認可申請者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名を記載すること。

2 連帯保証人が、死亡倒産等により、連帯保証人の義務が履行できなくなったとき又は履行できなくなるおそれが生じたときは、申請者は速やかに新たな連帯保証人を選定し、当該連帯保証人に係る保証書を提出すること。